

勝浦市農業委員会会議録

(6 月定例会)

平成28年6月22日(水曜日)午後2時00分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 淺 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中 村 泰 輔 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高吉粧一） 皆さんこんにちは。

それこそ皆様方におかれましては、大変ご多用中の中ご参集を下さりまして、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

稲作の農家の方々には、田植え後の天候に恵まれまして、概ね稲作の有効茎を確保し、中干しに入り、そして早く植えた方々には早稲品種等追肥の時期に入ってきているのではないかなというふうに思っております。

そういった中、本当に忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ひとつ今日の議案、3議案程ございます。

慎重審議よろしく願いをいたします。

○議長（高吉粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

ただいまから、平成28年勝浦市農業委員会6月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願いいたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定によりまして、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名させていただきます。

よろしく願いいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長お願いします。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものであります。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は上野の田、512平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請で、5月定例総会で保留となった案件でございます。

申請理由につきまして、譲受人は、申請地を買い受け規模拡大をしたいとし、譲渡人は、農業をしていないため売り渡したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、上野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

次に2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は芳賀の田5筆、延べ2,212平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、既に経営主として営農しているため、名義を変更したいとし、譲渡人は、贈与したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、総野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。
以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） ただいま職員の説明が終わりました。
つづいて地区担当委員からご報告をお願いいたします。
申請番号1番につきまして、5番の浅野香太郎委員、お願いをいたします。

○5番（浅野香太郎委員） それでは、ご報告いたします。
申請の概要は、事務局説明のとおりでございます。
6月3日、申請者立ち会いの下、会長、職務代理、事務局と現地調査を行いましたところ、不許可事由の要件は、解消されておりました。
その他の許可要件について確認したところ、特に問題はありません。
調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。
以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
つづきまして、申請番号2番につきまして、4番谷敏夫委員お願いをいたします。

○4番（谷敏夫委員） それでは報告をさせていただきます。
申請の概要は事務局の説明どおりです。
6月17日、申請者と面談し、現地調査を行いました。
申請地は、既に譲受人に経営移譲されており、父親である譲渡人が高齢となり施設入所をされていることから、申請地の名義を変えておきたいということで、今回申請に至ったそうです。
許可要件について確認したところ、特に問題はありません。
調査の結果、許可相当と判断いたします。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
これをもちまして、地区担当委員のご報告を終わりにさせていただきます。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これを持ちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

つづきまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

○議長（高旨粧一会長） 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

最初に、申請番号1番から4番を一括して説明いたします。

先々月の4月定例総会でご審議いただきました、鶯原地先の違反転用の是正に伴う申請となります。

本件に関する土地については、全て林地開発違反の是正に伴う工事を行ったものでありますので、県との協議の結果、農地の復元は見込めないということで、現状により追認の転用申請を行うことが最善との結論となりまして、平成27年6月23日に、その内容で違反転用是正計画書が提出されたものです。

この4月までに、全41筆の内20筆の申請がなされたところでございます。

今回の申請につきましても、全ての対象地について相続等の理由により一括での申請が困難であることから、県の承諾を得て手続き可能な申請から提出をさせる方針としておりますので、申請すべき土地の一部ということになっております。

それでは概要について説明いたします。

まず資料の3ページ、申請番号1番、大きく南北に伸びる管理道路が2本ございます

西側の部分ということになります。

該当する農地の面積延べ600平方メートルのうち、今回の申請は、畑1筆、297平方メートルとなります。

施設の概要は、幅6.2メートル、延長6.75キロメートルでございます。

次に4ページ申請番号2番、管理道路の東側の部分、該当する農地の面積延べ1,235平方メートルのうち、今回の申請は、畑3筆、延べ161平方メートルです。

施設の概要は、幅6.2メートル、延長8.95キロメートルです。

次に、5ページ申請番号3番でございますけれども、区域内に3カ所ほどある造成緑地の1番南側に位置する部分で、該当する農地は、延べ1,404平方メートル、今回の申請は、田1筆、479平方メートルです。

施設の概要は、造成緑地0.16ヘクタールということになります。

この造成緑地とは、いったん土地を形質変更した後に、樹木の植栽以外の方法で緑化を行う区域をいいます。

これに類するもので、造成森林というものがございますが、こちらは土地の形質変更の後に背の高い樹木の苗木を植栽する区域のことをいいます。

最後に、6ページ、申請番号4番でございますけれども、その造成緑地の3カ所ある中腹の西側に位置する部分でございますして、該当する農地は、274平方メートル、今回の申請は、畑1筆、274平方メートルとなります。

施設の概要は、造成緑地0.46ヘクタールでございます。

こちらの申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたいとし、譲渡人らは、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいということです。

なお、資料に記載されております価格でございますけれども、4月の定例総会でも説明いたしました。昭和62年から平成初頭に掛けて約束をした当時の金額でございますので、現在にしますとかなり高額ではあります。参考として申請書に記載されている数字でございます。

次に資料の7ページをご覧ください。

申請番号5番、申請地は、南山田の田、1,531平方メートル、仮設道路及び資材置場への一時転用を伴う、賃借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、仮設道路814平方メートル、資材置場518平方メートルです。

転用の時期は、平成28年8月1日から平成29年3月31日まで、資金計画は借入金によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、隣接する流末水路の改修工事を行うため、申請地を一時転用により借り受けたいとして、貸付人は、借受人の希望により貸したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置ですが、勝浦市営荒川テニスコートから●側●●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

- 議長（高旨粧一会長） ただいま職員の説明が終わりました。
つづきまして、地区担当委員からご報告をお願いいたします。
申請番号1番から4番につきまして、関連事案となりますので一括をして8番の滝口裕都委員、お願いをいたします。
- 8番（滝口裕都委員） それでは報告いたします。
申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。
本件につきましては、4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。
この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。
皆様の慎重なるご審議のほどよろしくをお願いいたします。
以上です。
- 議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
つづきまして、申請番号5番につきまして、3番数金清美委員お願いをいたします。
- 3番（数金清美委員） 報告いたします。
申請の概要は事務局説明どおりです。
6月19日、現地調査を行い申請者であります●●氏と面談しました。
なお、●●●●●●の技術管理部の●●氏とは電話にて確認をとっております。
申請地については、作付しておらず現在休耕状態です。
今回申請している田については、太陽光発電開発に伴う調整池から支川河川に放流する水路工事に係る仮設道路及び資材置き場として8ヶ月間一時的に転用するため申請に至ったとのことです。
許可要件につきましては、立地基準として第1種農地に該当いたしますが、他への代替性もなく、隣接農地への営農条件についても影響しないと思います。
また、期間についても必要最小限であり、改修工事完了後は農地に復元され耕作されることは確実であると認められます。
調査の結果、許可相当として判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。
以上です。
- 議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
これを持ちまして、地区担当委員のご報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんでしょうかしら。
はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 教えてください。
農地転用目的の造成緑地ってありますが、もう少しわかりやすく教えてください。
お願いします。

○議長（高旨粧一会長） はい、事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 造成緑地はですね、森林開発、いわゆる山を切り崩して開発する時によく出てくる言葉なんですけれども、山を削って造成する場合にですね、全部を丸裸にしてしまうと災害とか色々な問題が起きてしまうので、緑地帯をある程度残しなさいということなんです。

手つかずな部分もちろんそうですし、造成した後にですね、例えば杉の木であるとか、背が高くなる場所は造成森林というかたちで、色塗りといいますか、場所を決めて、それよりも低層木であったり草木を生やす予定のところについては、造成緑地という言葉の使い分けをしているそうです。

○議長（高旨粧一会長） よろしゅうございますか。

○1番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他にご質疑はございませんでしょうかしら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番から4番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

つづきまして、申請番号5番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

○議長（高吉粧一会長） 次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされておりますことから、勝浦市長より平成28年6月8日付けで決定を求められたものでございます。

このたびの6月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,600平方メートル、再設定計画2件、3,175平方メートル、合計3件、4,775平方メートルです。

資料の8ページをご覧ください。

申請番号1番、大楠の田290平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年7月1日から3ヶ年の再設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号2番、大楠の田3筆、延べ2,885平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年7月1日から3ヶ年の再設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号3番、中谷の畑1,600平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年7月1日から3ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） ただいま職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

申請番号1番から3番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告いたします。

この転用事実確認証明書につきましては、農地法第4条及び5条の規定による許可を受けた土地が、許可申請の転用計画に基づき目的どおり転用がなされている場合に発行される証明書で、土地の地目変更登記の申請手続きに使用されるものです。

証明の願出人は土地の所有者、又は許可時の転用事業者で、転用事実確認証明願に必要な書類を添付し事務局に提出をいたします。

事務局は、現地が転用計画どおりに転用が完了されているかを確認し、転用事実確認証明書を発行し、願出人に交付いたします。

このたびの6月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件です。

転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらばお願いをいたしたいと思えます。

せつかくの機会でございますので、何かご意見等ありましたらばお願いをいたしたいと思えます。

○議長（高旨粧一会長） 特にご発言がないようでございますので、日程第4、その他を終わりにさせていただきます。

以上で、本定例会に付議をされました案件は、すべて議了されました。

これをもちまして、平成28年勝浦市農業委員会6月定例会を閉会させていただきます。
大変慎重審議ありがとうございました。

ご苦労様でした。

(午後2時25分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成28年6月22日

議長(会長)

署名委員

署名委員
